

野外焼却に関する規制の強化について



平成13年4月1日から、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律より
野外焼却は原則として禁止されています。

例外として野外焼却が認められるもの

●法令に基づく焼却



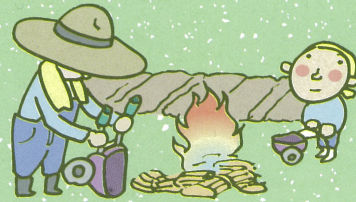
伝染病家畜、松くい虫
被害伐木等の焼却

●風俗慣習上の行事の ための焼却



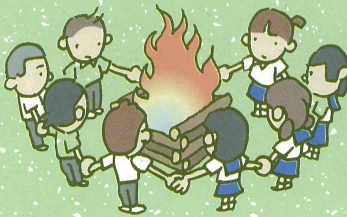
火祭り、どんと焼き等

●農林漁業のためのやむを 得ない焼却



草、木の葉、枝、もみガラ、
わら等の焼却

●学校教育等のための焼却



キャンプファイヤー等

●落ち葉の焼却その他の 一過性の軽微な焼却



落ち葉、一時的に出される少量の剪定
枝、空き地の刈りとった草木せんていの焼却

●庭先や空き地での 家庭ごみの焼却 (軽微なもの)



※できるだけ市町村のごみ収集に出される
ようお願いします。

さらに

平成16年4月1日からは、生活環境保全条例により
上図の例外のうち次のものが禁止されます。

上図の場合であっても次のものは焼却禁止です。
(例外は認められません)

●廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革



●庭先や空き地での 家庭ごみの焼却

